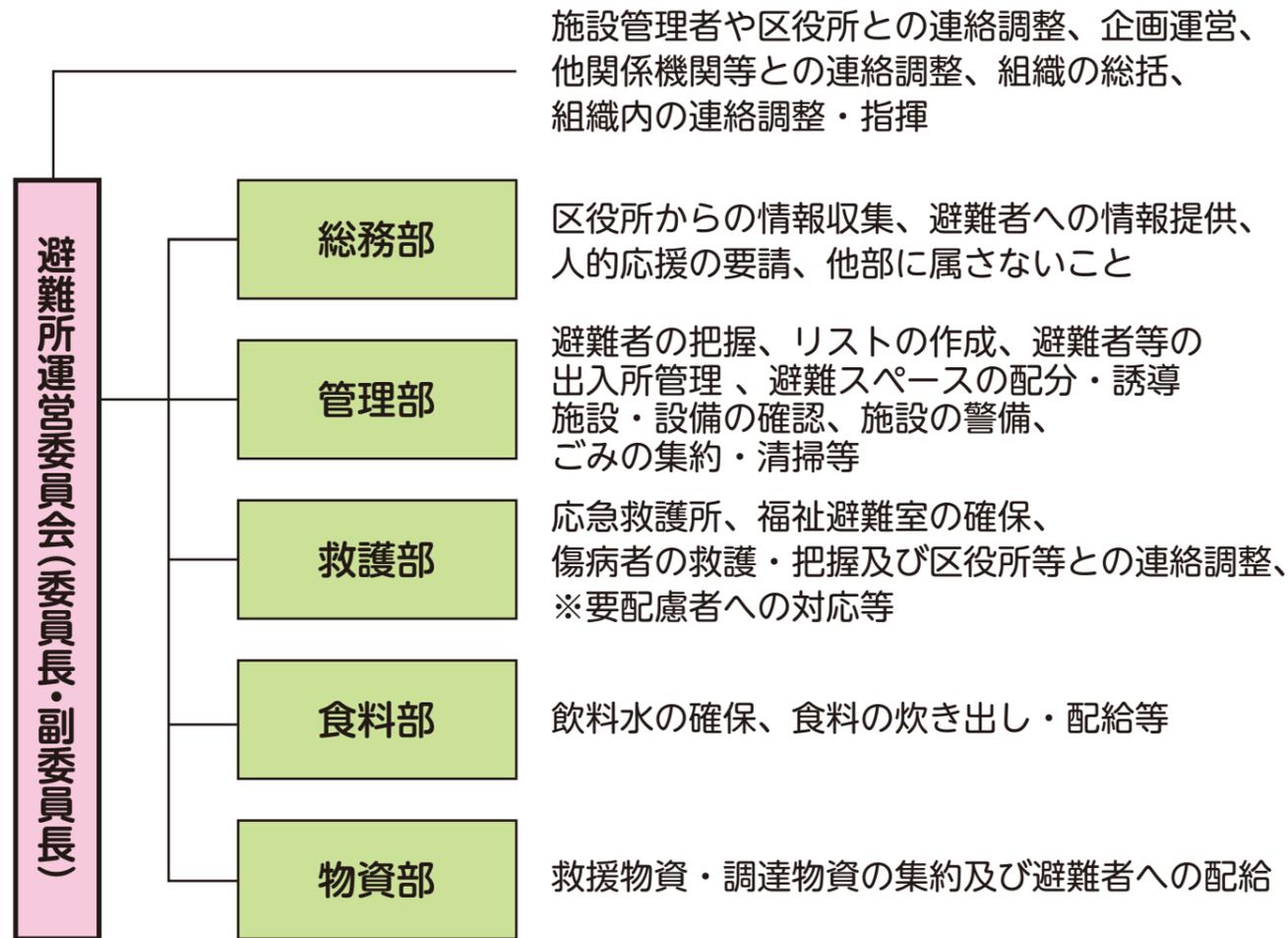


(3) 避難所運営委員会の組織図・役割



災害時避難所について：

- ①本部・救護所等については20頁の配置図案の記載通りに定めます。
発災時は一旦、住民を一時待機場所(体育館)に待機頂き、避難所運営委員会で配置(部屋割り)を決めます。
- ②配置図では、施設管理者との調整で、あらかじめ使用出来ないと判明している部屋については斜線で表示しています。
- ③部屋割りに関しては※要配慮者、女性への配慮を考えて設置します。
○※要配慮者：福祉避難室、場合により福祉避難所へ
○女性への配慮：・仮設トイレ(女性用)・女性更衣室・女性用物資保管庫
・女性用物干し場 など

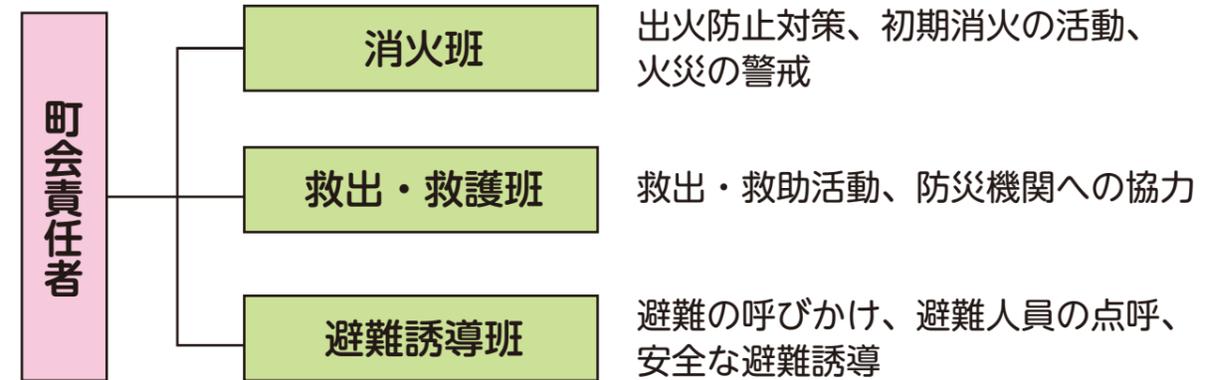
※要配慮者とは・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など災害時に配慮を要する方
 ※福祉避難室とは・・・災害時に配慮を要する方が利用する部屋。避難所内の教室など
 ※福祉避難所とは・・・災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所

(4) 町会の自主防災組織図・役割

各町会の責任者(町会に残って指揮を取る人)は各班の役割を担うリーダーを決め、町会員で班員を編成します。

下記班以外に、安否確認、情報の収集伝達、被害等の報告、デマ防止などの役割が必要です。

町会責任者は必要に応じて、これらを担当する班を編成します。



災害による被害状況や時期区分などに応じて、適宜、班編成を見直します。

特に災害が起きた直後は、初期消火活動や救出・救護活動に多くの人員が必要となったり、応急期には避難所の運営や情報の収集・伝達、復興期には復興に向けた組織づくりやボランティア及びNPO等との連携に多くの人員が必要となるのが想定されますので、災害発生後の状況や時間経過などによって柔軟に班編成を行います。

(5) 避難所開設の準備

原則として、区災害対策本部長(区長)が避難所開設の要否を判断しますが、平成30年の大阪府北部地震の教訓を踏まえて、震災の場合の目安を設けることとしました。

区域において**震度6弱以上**の地震が発生した場合は、地域において地域災害対策本部を立ち上げ、地域の被災状況を確認します。原則として、**野田中学校に避難所を開設します。**

学校園を避難所として使用する場合は、安全確保の観点から児童等を下校・降園させず校園内に留めた状況において、避難所を開設することも想定されるので、児童等の安全確保等の観点から、平常時や開設の事前に学校園長と十分に連絡調整するなど準備をしてください。

